

〔別紙1〕

鳥取県地域共同施設災害復旧事業補助金の 事務手続きについて

1. 交付申請提出 (共同施設が被災してから1年以内かつ事業開始の3日前)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

* 交付申請の取下げは申請書提出から20日以内に限り行うことができます。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

3. 事業開始 → 着手届提出

○着手届を下記提出先に郵送又は持参してください。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了 → 完了届提出 (事業完了から20日以内)

※事業の完了とは: 工事完了

○完了届を下記提出先に郵送又は持参してください。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

実績報告書の提出により額を確定し、速やかに支払います

資料提出・問い合わせ先 県土整備部・技術企画課
鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
0857 - 26 - 7368